

公的年金からの個人住民税の引き落とし（特別徴収）が始まります。

住民税務課からお知らせ

公的年金からの 個人住民税の引き落とし が始まります

住民税務課（税務チーム）
電話 0994-22-0517
住民生活課（税務チーム）
電話 0994-25-2511

【制度導入の経緯】

高齢化社会の進展に伴い、公的年金を受給するお年寄りが増加することが予想されます。そこで公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収率の効率化を図る観点から、個人住民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収）を導入するものです。

【制度の概要】

① 特別徴収の対象者・・・65歳以上の老齢基礎年金等の受給者

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金の支払いを受けた方で、平成21年4月1日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方となります。ただし、次の場合は対象外になります。

- ・平成21年1月1日現在、錦江町に住所がない方
- ・老齢基礎年金等の支払いの年額が18万円未満の方
- ・錦江町を行う介護保険の特別徴収対象者でない方
- ・個人住民税の特別徴収額が老齢基礎年金等の年額を超える方

② 特別徴収の対象税額・・・年金所得分の所得割額及び均等割額

③ 特別徴収の対象年金・・・老齢基礎年金等

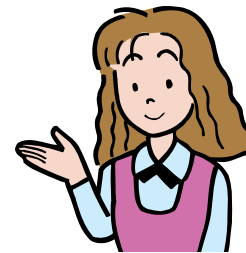
④ 特別徴収の徴収方法

・新たに特別徴収の対象になった方（平成21年度は全員が対象）は、年金所得分の所得割額の半額を10月、12月、2月分（本徴収といいます）の3回、年金からの引き落とし、残りの半額を普通徴収の1期、2期で納めます。また、2月分で徴収された額と同額を翌年度（平成22年度）4月、6月、8月分（仮徴収といいます）で年金から天引きします。

平成21年度	普通徴収（個人納付）		特別徴収（年金受給額から引き落とし）		
課税月（期）	第1期（6月）	第2期（8月）	10月	12月	2月
税 額	特別徴収税額の4分の1		特別徴収税額の6分の1		

・来年度（平成22年度）継続して特別徴収の対象となる方は、4月、6月、8月分については前年度の2月分と同額が、それぞれ特別徴収され（前述の仮徴収額）、その年度（平成22年度）の年税額から仮徴収された税額を差し引いた残額の3分の1が10月、12月、2月分から、それぞれ特別徴収（本徴収）されます。

平成22年度	特別徴収・仮徴収（年金受給者から引き落とし）			特別徴収・仮徴収（年金受給者から引き落とし）		
課税月（期）	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	平成21年度2月と同額			平成22年度年税額から仮徴収額を差し引いた額の6分の1		



● 軽自動車税の減免

一定の要件を満たした方で「身体障がい者手帳」や「養育手帳」等の交付を受けている人が所有し、本人またはその方のために生計同一者や常時介護者が運転する軽自動車については、申請により当該年度における軽自動車税の減免を受ける事ができます。

なお、車検証に「車いす移動車」等の記載があるものも減免が受けられます。

※注意事項

・一人一台に限りますので普通自動車税（県税）を減免される方は受ける事はできません。

・障がいの区分・等級等によつては減免を受けられない場合があります。

・車検証の所有者欄もしくは使用者欄が障がい者等本人の名義でない申請できません。

（ただし、18歳未満の身体障がい者や精神障がい者は生計同一者名義で可）
・県自動車税の減免制度一

部改正により、軽自動車税も減免の対象となる障がいの範囲を拡充します。詳しくはお問い合わせ下さい。

● 申請に必要なもの

- ① 車検証
- ② 運転者の運転免許証
- ③ 印鑑（軽自動車の所有者の印鑑）
- ④ 「身体障がい者手帳」「養育手帳」「戦傷病者手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」等いずれか
- ⑤ 減免を受ける分の本年度納付書（軽自動車税納税通知書）

※納付しないようにして下さい。

● 申請期間・場所

平成21年4月23日まで（納期限7日前）に住民税務課または住民生活課へ

